

令和元年10月1日

現場代理人及び専任主任技術者の取扱いについて（お知らせ）

宇佐市が発注する建設に係る請負工事において、宇佐市公共工事請負契約約款第10条に規定する「現場代理人」及び建設業法第26条第3項に規定する「専任主任技術者」について、下記の要件に該当する場合に限り、複数の工事現場を兼任できるよう緩和措置を講じますのでお知らせします。

【現場代理人について】

1 対象工事及び兼任を認める要件

- (1) 宇佐市が発注する工事を対象とする。
- (2) 兼任できる工事は2件までとし、災害時特例措置として災害復旧工事を含む場合は合計3件までとする。
- (3) それぞれの工事の請負代金額が3,500万円未満（建築一式工事のみの場合は7,000万円未満）であること。
ただし、いずれかの工事が3,500万円以上（建築一式工事のみの場合は7,000万円以上）であっても、当該工事に配置された「専任主任技術者」が兼任を認められた場合は、当該工事の現場代理人の兼務を認める。
- (4) 兼任させようとする現場代理人が、他の工事で建設業法第26条第2項の規定による「監理技術者」でないこと。

2 兼任をする場合の留意点

- (1) いずれも宇佐市の発注する2工事、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないよう連絡員を配置すること。
- (2) 兼任しようとする工事現場と常時連絡を取りうる体制にあること。
- (3) 兼任しようとする工事の工事監督員に事前に承諾を得ること。

※ ただし、安全管理上の理由、工事の難易度及び施工内容等により、兼任が適当でないと判断した場合は、兼任を認めないことがあります。

3 適用期間

令和元年10月1日以降の入札公告又は指名通知を行う工事について当分の間、適用するものとする（兼任する1件の工事が、令和元年10月1日以降の入札公告又は指名通知を行う工事であること。）。

【専任主任技術者について】

1 対象工事及び兼任を認める要件

- (1) 宇佐市が発注する工事を対象とする。
- (2) 兼任できる工事は2工事とし、次の要件をすべて満たすこと。
 - (ア) 工事場所が直線距離で10km以内であること。
 - (イ) 密接な関係があると認められる工事であること。

※ 密接な関係がある工事とは

「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」又は「施工に当たり相互に調整を要する工事」

例) 施設内等の同一現場内の工事や施工箇所が連続する工事

- (3) 兼任しようとする工事の工事監督員に事前に承諾を得ること。

2 適用期間

令和元年10月1日以降の入札公告又は指名通知を行う工事について当分の間、適用します。(兼任する1件の工事が、令和元年10月1日以降の入札公告又は指名通知を行う工事であること。)

【その他注意事項】

- 1 令和元年10月1日以降の現場代理人の変更については、現在の制限を廃止する。

※ 現在の変更要件：病休、死亡及び退職等極めて特殊な場合であって、市長が承認した場合

- 2 1の制限緩和は、現場代理人にのみ適用するものであり、監理技術者、主任技術者等の変更については、従来どおりとする。
- 3 入札参加申請時において配置予定技術者が未定である場合は、申請書に記載する技術者数には特段の制限はないので、可能性のある者を複数人届け出てもよい。この場合において、申請書に書ききれない場合は申請書を複数枚使用すること(内容が重複する記載項目は省略可)。
- 4 専任の主任技術者及び監理技術者は、3か月以上の雇用関係が存在していることが条件となるが、現場代理人についてはこれまでどおり、契約日の前日から引き続き雇用されていればよいものとする。